

## 始良市農業委員会総会議事録（令和元年9月）

1. 開催日時 令和元年9月30日（月） 午後1時30分～午後3時15分
2. 開催場所 蒲生総合支所 本館2階 大会議室

農業委員 出席委員（15人）

1番	松元 信道	11番	内村 洋昭
2番	森 洋一	12番	西 泰行
3番	岩元 律子	13番	堂前 澄男
4番	野元 幸雄	14番	今村 逸子
5番	夏田 恒	15番	内甌 達也
6番	今西 馨	16番	松尾 博好
7番	本村 正一	17番	—
8番	坂元 廣幸	18番	市蘭 由美子
9番	小長野 誠	19番	米迫 慎二
10番	川島 兼次		

欠席委員 7番委員、11番委員、16番委員

農地利用最適化推進委員 出席委員（11人）

1番	池端 隆志	7番	白尾 親昭
2番	新屋敷 幸一	8番	牧野田 隆平
3番	中村 政芳	9番	大重 孝司
4番	柳迫 勝美	10番	上福元 克己
5番	犬童 博子	11番	松元 健一
6番	宇都 和義	12番	湯脇 博信

欠席委員 6番委員

### 3. 議事日程

1. 議事録署名委員の指名
2. 会議書記の指名
3. 議案第 1号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について
4. 議案第 2号 農用地利用集積計画(所有権移転)の意見決定について
5. 議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
6. 議案第 4号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
7. 議案第 5号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
8. 農用地利用集積計画(貸借)の合意解約報告
9. 農地あっせんの経過報告
10. その他

#### 4. 農業委員会事務局職員

事務局長

事務局長補佐兼農地係長

振興係長

農地係参事補

農地係主任主査

振興係主任主査

加治木農林水産係長

		<b>始良市農業委員会総会議事録（令和元年9月）</b> （大会議室に全員着席）
	事務局長	姿勢を正してください。  一同礼。
議 長		<b>〔1. 総会の通告〕</b>  ただいまから、令和元年度 第6回 始良市農業委員会総会を開会いたします。  ただいまの出席農業委員は <u>18名中、15名</u> で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。  なお、本日は、7番委員と11番委員、16番委員から欠席届が出ております。
		_____ <b>会務報告</b> _____
議 長		それでは、会務報告について、事務局よりお願いします。
	事務局	資料により説明。
		_____ <b>日程第1 議事録署名委員の指名</b> _____
議 長		議事日程に入ります。 それでは、日程第1 議事録署名委員の指名について、始良市農業委員会 会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
	委 員	『異議なし』
議 長		それでは、9番委員、10番委員にお願いいたします。
		_____ <b>日程第2 会議書記の指名</b> _____
議 長		つぎに、日程第2 会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務局職員の ○○事務局長補佐兼農地係長 と ○○振興係長 を指名いたします。 これからの議案の審議では、農業委員会法 第31条の規定の議事参

	<p>与の制限により、農業委員会の委員は、自己又は、同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとなっておりますので、該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いします。</p> <p>関係議案、終了後に入室・着席していただきます。</p> <p>なお、この規定では、委員本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、申し出ていただき退席等よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p style="text-align: center;">————— <b>議案第1号</b> —————</p> <p>それでは、日程第3 議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてを議題に供します。</p> <p>1番から9番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてご説明申し上げます。総会資料は1ページからです。</p> <p>こちらは、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による、農用地の利用権の設定です。農業委員会で審査決定後、市長がこれを公告することにより、利用権の効力が発生いたします。公告日は9月30日、契約の始期は10月1日をそれぞれ予定しております。契約年数につきましては、2年間で2件、3年間で4件、10年間で3件で、合計9件となっております。面積につきましては、合計18,377㎡となっております。農用地利用集積計画（貸借）の内容につきましては、総会資料の2ページから3ページになりますので、ご確認いただきたいと思います。</p> <p>以上、第1号議案の説明を終わります。</p>
議 長	<p>それでは、1番から9番について、一括して質疑に入ります。</p> <p>ただいまの事務局からの説明について、質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>「質疑・意見なし」</p>
議 長	<p>それではお諮りいたします。</p> <p>議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から9番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>〔賛成多数〕</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決</p>

<p>議 長</p>	<p>定について、1番から9番については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p style="text-align: center;">————— 議案第2号 —————</p> <p>それでは、日程第4 議案第2号 農用地利用集積計画（所有権移転）の意見決定についてを議題に供します。 1番について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第2号 農用地利用集積計画（所有権移転）の意見決定について、ご説明申し上げます。総会資料は4ページです。件数につきましては、1件です。 それでは、1番について、ご説明申し上げます。 譲受人 加治木町小山田在住の〇〇、譲渡人 加治木町本町在住の〇〇による、所有権移転です。申請地の所在は加治木町日木山字楠原〇〇番、登記地目 畑 面積1,641㎡で、現況地目が畑1,597㎡です。現況地目が農業用施設のほうのが44㎡です。対価につきましては、総額160万円で、その内訳が、畑の部分が10アール当たり688,791円で、110万円、それと農機具収納施設の部分が50万円ということで、決定いたしました。今月の議案第2号について、今回、農業用施設用地を含むという初めてのケースですので、補足説明申し上げます。利用権設定等促進事業で、対象となる土地の定義は、農業経営基盤強化促進法第4条第1項で規定されており、まず農地、田畑ですね、及び採草放牧地、次に、混牧林地、そして、農業用施設用地、次には、現況、山林原野でも、開発して農地や農業用施設用地として、開発することが、適当な土地とされております。以上のものに該当すれば、利用権設定での、賃貸借権設定及び、所有権移転での売買等が、可能ということになります。農業用施設用地の具体的な定義については、農林水産省で定めている、農業経営基盤強化促進法の、基本要綱の第10の2の1項3号に定義されており、今月の申請地の一部44㎡は、その中の農機具収納施設に、該当するものと思われま。</p> <p>以上で、補足説明を終わります。以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明の1番に関連して、12番委員に補足説明をお願いします。</p> <p>はい。12番委員でございます。 それでは、農地のあっせん報告をいたします。 加治木町日木山字楠原〇〇番、畑、1,641㎡について、9月の4日、午前10時より、加治木総合支所加治木消防会議室において、譲渡希望者〇〇さん、譲受希望者〇〇さん、あっせん担当委員として、わたくしと16番委員、事務局職員の立ち合いのもと、あっせんを行いました。</p>

	<p>た。結果につきましては、現地は、畑に農機具収納施設、建築面積44㎡があり、畑の部分が1,597㎡で110万円、10アール当たりになると、688,791円、農機具収納施設が50万円、この中には18馬力のトラクターも含まれております。併せて、総額160万円で、無事成立いたしました。なお、今後の手続きとしては、嘱託登記により、事務局で所有権の移転登記を行う予定となっております。</p> <p>以上で、あっせん報告終わります。</p>
議 長	<p>それでは、1番について、質疑に入ります。</p> <p>ただいまの説明について、質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>「質疑・意見なし」</p>
議 長	<p>それではお諮りいたします。</p> <p>議案第2号 農用地利用集積計画（所有権移転）の意見決定についての、1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>〔賛成多数〕</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第2号 農用地利用集積計画（所有権移転）の意見決定について、1番については、原案のとおり決定いたしました。</p>
	<p style="text-align: center;"><b>議案第3号</b></p>
議 長	<p>次に、日程第5 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。</p> <p>1番から5番について説明をお願いします。</p> <p>順番は前後いたしますが、まず2番について、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件で質疑し、採決いたします。</p> <p>2番の関係者、9番委員の退席をお願いします。</p>
委 員	<p>（9番委員退席）</p>
議 長	<p>2番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、2番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人 木津志在住の〇〇。譲渡人 東京都千代田区在住の亡〇〇 相続財産管理人 弁護士〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、木津志字新開〇〇番〇 田、同字〇〇番〇 田、同字〇〇番〇 田、同字〇〇番〇 田の合計4筆、面積が6,666㎡です。</p> <p>今回の申請の譲渡人につきましては、所有者である〇〇が、平成25</p>

議 長	<p>年12月に死亡し、相続人が相続放棄をしたことにより、相続人不在となります。その後、家庭裁判所にて相続財産管理人として選任されたのが、〇〇弁護士でございます。</p> <p>以上で2番の説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明の2番に関連して、15番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。15番委員です。それでは、調査報告をいたします。</p> <p>令和元年9月17日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人の〇〇さんは、木津志以外でも、田んぼの実績があり、機械・労働力ともに、大丈夫です。牛も多頭飼育されております。申請地を調査しましたが、若干、草が生えているところもありますけども、そこは草刈り等をして、2枚は田んぼに復元するそうです。残りは、牛の飼料を植えるということです。よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議 長	<p>これより、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、2番について質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[質疑・意見なし]</p>
議 長	<p>それではお諮りいたします。</p> <p>議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての2番については、農地法第3条 第2項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[賛成多数]</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての2番については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>9番委員は着席してください。</p>
委 員	<p>(9番委員着席)</p>
議 長	<p>続きまして、1番及び、3番から5番につきましては、一括しての質疑となります。まず、1番について事務局の説明を求めます。</p>

	<p>事務局</p> <p>それでは、1番につきましてご説明申し上げます。  譲受人 加治木町木田在住の〇〇。譲渡人 加治木町木田在住の〇〇  で贈与による所有権移転です。申請地の所在は、加治木町木田字平田〇  〇番〇 田、同字西ノ原〇〇番〇 田で合計2筆、面積が1,990㎡で  す。  以上で1番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明の1番に関連して、6番委員に調査の結果並びに補足  説明をお願いします。</p>
	<p>委 員</p> <p>6番委員です。結果報告を報告いたします。  調査日は、9月の13日、本人、譲受人の〇〇くん、これは、わたし  とちょっと親戚関係にあるために、お前にずばり聞くと、下手なものを  言うなよと言いながら、命令しながら、応答しました。というのは、元  は面積が田んぼで3反以上だということから、今回は2反の限界である  ということで、早速来ました。えーよかこっじゃと、大いに褒めてやり  ましたけども、内容としまして、機械、労働力、技術、その他の面は、  全部許可を出しております。そして、現地との距離が、徒歩でだいたい  5分位のもんだろうということを、想像しております。それから農地面  積も、それから、ほかのことにも、全部いいだろうと、というようなこと  で、涙を流して喜んでもらった覚えがあります。  本申請においては、当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しな  いと思われまますので、適格者であると思われまます。  以上です。</p>
議 長	<p>次の、3番について事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局</p> <p>それでは、3番につきましてご説明申し上げます。  譲受人 三拾町在住の〇〇。譲渡人 静岡市駿河区在住の〇〇の贈与  による所有権移転です。申請地の所在は、鍋倉字山元〇〇番 田、同字〇  〇番 田の合計2筆、面積1,560㎡です。  以上で3番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明の3番に関連して、3番推進委員に調査の結果並びに  補足説明をお願いします。</p>
	<p>委 員</p> <p>はい。3番推進委員です。  それでは、9月、令和元年の9月24日、譲受人 〇〇宅を訪問し、  申請地はもちろんですが、申請地につきましては、昔ありました、鳥居  温泉の、から南側にですね、約、米山の交差点の方ですが100m位、  行ったところの位置にある、田んぼ、周囲がですね耕作放棄地となっ  ている所が大分あるみたいですね、申請地を見ましたら、非常に自己管</p>



<p>議 長</p>	<p>理が行き届いて、きれいにされているというような風に見ました。今後、また、何を栽培されるかというようなことで、話をしましたところが、鳥獣害の被害がある場所でもありますので、樹園地をやりたいというようなことで、そいやれば、また地目変更をしゃんならいかんというようなことで、話を進めました。まあそういうことで、あとは、なんか梅園みたいなかたちで梅をば植えたいというような本人の希望でございました。また、〇〇さんの労働力は夫婦2人ですが、十分ありまして、農業機械につきましては、近所にいところがありまして、本人〇〇さんは高齢者であり、機械を運転するのは難しいというようなことで、いところの方がトラクター、耕運機、田植え機等が所有しているので、いところが何でんある場合は、手伝いをしてくれるということで、ございました。現在の耕作面積が、1,950㎡、今回の分は、合わしますと、約3,510㎡となり、当申請は、農地法第3条の第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
<p>事務局</p>	<p>次の、4番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、4番につきましてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人 蒲生町上久徳在住の〇〇。譲渡人 蒲生町上久徳在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、蒲生町久末字夏越田〇〇番〇 田、合計1筆の面積880㎡です。</p> <p>以上で4番の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明の4番に関連して、5番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい。5番委員です。</p> <p>この申請はですね、今年の5月の定例総会にて、委員の皆様にご審議していただいた、承認していただいた物件ですけれども、譲渡人の〇〇さんという方が亡くなられてまして、新たに、そのむすめさんでございます〇〇さんとの、再度の申請ということで、ございます。新たに、現地調査、聞き取り等はしておりません。</p> <p>当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の、5番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、次に5番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人 蒲生町西浦在住の〇〇他1名。譲渡人 鹿児島市吉野町在住の〇〇の贈与による所有権移転です。申請地の所在は、蒲生町西浦字社</p>

議 長	<p>野〇〇番 畑、それと字楠ヶ山〇〇番〇 田、それと同字〇〇番〇 田、それと同字〇〇番〇 畑、それと同字〇〇番〇 田、それから同字〇〇番〇 田、それと同字〇〇番 田、合計7筆の合計面積が3,802㎡です。</p> <p>以上で5番の説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明の5番に関連して、9番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。9番推進委員です。</p> <p>それでは、現地報告をいたします。</p> <p>令和元年9月13日に、譲受人の〇〇さん宅を訪れ、申請地及び農機具倉庫なんかの確認をいたしました。譲受人の〇〇さんは、ご夫婦で田んぼを経営されており、ご主人は、今はシルバーに通われたりしてはいらっしゃいますが、ご夫婦で頑張っていると思います。機械等もすべて揃っており、大丈夫だと思います。</p> <p>当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるので、許可相当と思われます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>これより、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番及び、3番から5番について一括して質疑に入ります。</p> <p>質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[質疑・意見なし]</p>
議 長	<p>それではお諮りいたします。</p> <p>議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番及び、3番から5番については、農地法第3条 第2項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[賛成多数]</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番及び、3番から5番については、原案のとおり決定いたしました。</p>
	<p style="text-align: center;">————— 議案第4号 —————</p>
議 長	<p>次に、日程第6 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請の</p>

	<p>処分決定についてを議題に供します。  1 番から 2 番について、説明をお願いします。  まずは、1 番について、事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局  それでは、議案第 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は 7 ページでございます。今月の申請件数につきましては、2 件となっております。  それでは 1 番につきまして、ご説明いたします。  申請人は、加治木町新生町在住の〇〇。土地の所在は、加治木町西別府字前平〇〇番〇 畑、4 3 1 m<sup>2</sup>です。申請地につきましては、土地改良の事業の施行もなく、農地の広がりには 1 0 ha 未満の区域内の農地であり、農地区分は第 2 種農地と判断されます。転用目的は山林で、申請地は山間の畑でイノシシによる被害もあるため、クヌギを植えて山林としたいとのことです。自己資金で対応し、改良区等は区域外のため、不要となっております。  以上で、説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明の 1 番に関連して、8 番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。8 番推進委員です。報告します。  農地区分は第 2 種農地であり、その他の農地に該当するため、問題はありません。申請地の位置は、桑迫公民館から南西に 2 5 0 m の位置です。被害防除の現況は、東が市道、西が山林、南も山林、北が里道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実です。条件及び特記事項はありません。総合意見、転用許可基準の立地及び一般基準について、調査の結果、現地調査員としましては、許可意見であります。  以上です。</p>
議 長	<p>次の、2 番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは 2 番につきまして、ご説明いたします。  申請人は加治木町反土在住の〇〇、土地の所在は加治木町反土字札立〇〇番〇 畑、4 0 m<sup>2</sup>です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定されており、農地区分は第 3 種農地と判断されます。転用目的は宅地拡張で、申請理由としましては、申請地内に一部建物が建っており、この度の計画に至るとのことです。資金の方は、自己にて整地を行うため不要であり、改良区のほうは、区域外のため不要です。なお、顛末書の添付がございます。  以上で、説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明の 2 番に関連して、6 番委員に調査の結果並びに補足</p>

		説明をお願いします。
	委員	はい。6番委員です。 立地地区内の区分でございますけども、農地区分は第3種農地で、問題はない。それから、申請地の位置でございますけど、ザ王病院から南に約40mです。被害防除の現状としましては、東が宅地、西も宅地、南も宅地、それから北が畑となっております。申請実現の確実性でございますけども、転用済で自己資金で確実であるということでございます。条件及び特記事項としましては、先ほど、事務局からもおっしゃいましたが、顛末書があり特に問題はないということです。転用許可基準の立地及び一般基準について、調査の結果、現地調査員としましては、許可意見でございます。 以上です。
議長		これより、議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定の1番から2番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
	委員	「質疑・意見なし」
議長		それではお諮りいたします。 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての1番から2番について、原案のとおり意見決定及び許可決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委員	[賛成多数]
議長		賛成多数により、議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての1番から2番については、原案のとおり意見の決定及び許可が決定いたしました。
		————— <b>議案第5号</b> —————
議長		次に、日程第7 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。 1番から9番について説明をお願いします。 順番は前後いたしますが、まず2番について、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件で質疑し、採決いたします。 2番の関係者、9番委員の退席をお願いします。
	委員	(9番委員退席)
議長		2番について、事務局の説明を求めます。

事務局	<p>それでは、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は8ページから10ページでございます。今月の申請件数につきましては、9件となっております。</p> <p>それでは2番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人は木津志在住の〇〇、譲渡人は亡〇〇相続財産管理人弁護士〇〇、土地の所在は木津志字榎田〇〇番 田、字切通〇〇番〇 田、〇〇番 畑、〇〇番 畑、字榎田〇〇番〇 畑、〇〇番 田、〇〇番〇 田、計7筆、合計面積が10,051㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未滿の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は山林で、申請理由は、申請地は山間部の農地でイノシシ等による被害もあるため、クヌギを植え山林としたいとのことです。資金は自己資金で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。なお、この申請地の大半が、もう既に、前所有者にて、クヌギが植えられており、顛末書の添付がございます。また、被害防除計画書の添付もでございます。こちらは、30アール超えの案件のため、県農業会議ネットワーク機構への意見聴取案件となります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明の2番に関連して、15番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。15番委員です。</p> <p>農地区分は第2種農地であるが、その他の農地に該当するため、問題ありません。申請地の位置は、木津志簡易郵便局から北西に500mのところと、2,000mの位置であります。被害防除の現況としまして、東が山林、西が農道と山林、南が田と山林、北が山林です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について、調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上のとおり、報告いたします。</p>
議 長	<p>これより、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、2番について質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>〔質疑・意見なし〕</p>
議 長	<p>それではお諮りいたします。</p> <p>議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、2番について、原案のとおり意見決定及び許可することに賛成の委</p>

		員は挙手をお願いします。
	委員	[賛成多数]
議長		賛成多数により、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての2番について、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。なお、面積が3,000㎡を超えており、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当しますので、「意見聴取」いたします。 9番委員は着席してください。
	委員	(9番委員着席)
議長		続きまして、1番及び、3番から9番につきましては、一括しての質疑となります。まず、1番について事務局の説明を求めます。
	事務局	それでは1番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 池島町在住の〇〇、譲渡人 埼玉県在住の〇〇、土地の所在は東餅田字中鍬カキ〇〇番 田、433㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は駐車場で、理由としましては、現在、駐車場として利用しているためとのことです。資金としては、自己資金で対応し、改良区のほうは、除外済のため不要となっております。なお、始末書の添付がございます。 以上で、説明を終わります。
議長		ただいまの説明に関連して、2番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
	委員	はい。2番委員です。それでは現地調査報告をいたします。 農地区分は、3種農地で、問題はございません。申請地の位置でございますが、興教寺保育園より南東に約150mの位置でございます。造成工法は現状のまま、土留工法も不要でございます。被害防除の現況でございますが、東が宅地、西が市道、南が道、北が宅地でございます。雨水は自然流下、資力、面積、資力は自己資金、面積は適当でございます。申請実現の確実性でございますが、自己資金証明もあり、確実であるということでございます。関係機関とは、すべて不要でございます。特記事項は特に、ございません。現地調査員としましては、許可意見でございます。 以上です。
議長		次の、3番について事務局の説明を求めます。

事務局	<p>それでは3番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 加治木町反土在住の〇〇、譲渡人 同じく加治木町反土在住の〇〇、土地の所在は加治木町反土字新田〇〇番〇 田、〇〇番〇 田の計2筆、合計面積が372㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第二種住居地域に指定されており、農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は一般住宅 1棟の115.50㎡です。理由としましては、現在、借家で手狭なため、申請地に自己の住宅を建築したいとのことです。自己資金と融資で対応し、水利組合の意見書の添付がございます。また、顛末書及び被害防除計画書の添付もございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、7番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>はい。7番推進委員です。それでは調査報告をいたします。</p> <p>農地区分につきましては、第3種農地で、問題はございません。申請地の位置でございますが、反土黒川集会所から西に約40mのところでございます。被害防除現況につきましては、東が宅地、西も宅地、南が雑種地、北が市道となっております。申請実現の確実性でございますが、自己資金、融資証明もあり、確実であると思っております。条件及び特記事項につきましては、顛末書を添付してあります。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について、調査の結果、現地調査員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上で、終わります。</p>
議長	<p>次の、4番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは4番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 東京都西東京市の株式会社〇〇代表取締役〇〇、譲渡人は脇元在住の〇〇、土地の所在は脇元字町ノ後〇〇番〇 畑、307㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、近隣商業地域に指定されており、農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は建売住宅 2棟、113.40㎡で、申請理由としましては、申請地の譲渡を受けて、建売住宅を建築したいとのことです。自己資金で対応し、改良区のほうは、区域外のため、不要となっております。なお、被害防除計画書の添付がございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、2番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>

委員	<p>2番推進委員です。報告いたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、脇元地区公民館から北東に約150mの位置であります。被害防除の現況としまして、東が市道、西が畑、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性ですが、自己資金証明もあり、確実である。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について、調査の結果、現地調査員といたしましては、許可意見であります。</p> <p>終わります。</p>
議長	<p>次の、5番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは5番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 宮島町の株式会社〇〇代表取締役〇〇、譲渡人 寺師在住の〇〇他1名、土地の所在が西餅田字原田〇〇番〇 田、〇〇番〇 田、〇〇番〇番〇 田の計3筆、合計面積が518㎡となっております。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未滿の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は、駐車場及び看板用地で、理由としましては、交通の便が良くなるので、駐車場と看板を設置して、自社の建築業の効率化と、宣伝広告をしたいとのことです。自己資金で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。なお、被害防除計画書の添付がございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、2番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>はい。2番委員です。それでは報告をいたします。</p> <p>農地区分は、2種農地ですが、その他の農地に該当するため、問題はございません。申請地の位置でございますが、桜島サービスエリアから西に約150m。造成工法は盛土の1.2m、土留工法はL型擁壁で1.2m。被害防除の現況でございますが、東が農道、西が水路、南が雑種地と田、北が市道と田でございます。雨水は水路放流、資力は自己資金、面積は妥当でございます。自己資金証明もあり、確実であるということでございます。関係機関とは、すべて不要でございます。現地調査員といたしましては、許可意見であります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次の、6番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは6番につきまして、ご説明いたします。</p>



<p>議 長</p>	<p>譲受人 霧島市国分在住の〇〇、譲渡人 熊本県在住の〇〇、土地の所在が松原町一丁目〇〇番〇 畑、240㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は一般住宅で1棟、107.39㎡です。申請理由としましては、自己の住宅を建築し、生活の安定を図るものであるとのことです。融資で対応し、改良区のほうは、区域外のため、不要となっております。なお、被害防除計画書の添付がございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、4番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>4番委員です。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置、松原なぎさ小学校から北に約10mの位置であります。土留め工法は塀ブロック0.6m、被害防除の現況、東が宅地、西も宅地、南が市道、北、宅地であります。申請実現の確実性、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、なし。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について、調査の結果、現地調査員といたしましては、許可意見であります。</p> <p>以上で、終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>次の、7番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは7番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 鹿児島市の〇〇株式会社 代表取締役〇〇、譲渡人 東餅田在住の〇〇、土地の所在は東餅田字高木〇〇番〇 田、865㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定されており、農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は宅地造成で、理由としましては、共同住宅（一区画）の建築用地の分譲計画に至るとのことです。自己資金で対応し、土地改良区の意見書の添付がございます。また、被害防除計画書の添付もがございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、5番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい。5番委員です。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ございません。申請地の位置でございますけれども、市営高樋団地から南西へ約20mの位置でございます。被害防除現状といたしましては、東に小川、西に市道、南に荒地、</p>

<p>議 長</p>	<p>北に市道ということになっております。申請実現の確実性といたしまして、自己資金証明もあり、確実でございます。条件及び特記事項は、ございません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準についての調査の結果、現地調査員といたしましては、許可意見でございます。</p> <p>終わります。</p>
<p>事務局</p>	<p>次の、8番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは8番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 加治木町木田在住の〇〇、譲渡人 加治木町木田在住の〇〇、土地の所在が加治木町木田字今市〇〇番〇 田、420㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定されており、農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は一般住宅で1棟 97.71㎡です。理由としましては、現在の借家が手狭なため、当地に永住用家屋の建築計画に至るとのことです。融資で対応し、土地改良区の意見書の添付がございます。また、被害防除計画書の添付もございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、7番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい。7番推進委員です。それでは調査報告をいたします。</p> <p>農地区分につきましては、第3種農地で、問題はございません。申請地の位置でございますが、川野保育所から北に約60mのところがございます。被害防除現況につきましては、東が宅地、西も宅地、南が畑、北が宅地となっております。申請実現の確実性でございますが、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項については、特にございません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について、調査の結果、現地調査員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上で、終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>次の、9番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは9番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 霧島市隼人町在住の〇〇、譲渡人 加治木町反土在住の〇〇、土地の所在が加治木町反土字札立〇〇番〇 畑、298㎡です。同じく、下の行でございますが、こちらは持ち分が2分の1移転ということで、別々に記入してございます。こちらと同じく、隼人町在住の〇〇他1名この他1名が、譲渡人〇〇の分です。土地の所在が加治木町反土字札立〇〇番〇 畑、81㎡です。農地区分は、申請地につきまして</p>

	<p>は、都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定されており、農地区分は第3種農地と判断されます。上の行の〇〇番〇のほうは、転用目的が一般住宅で1棟 113.35㎡です。理由としましては、現在の借家が狭く、当地に永住用家屋の建築計画に至る。申請地は親子間の贈与となっております。資金は融資で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書の添付がございます。また、下の行の〇〇番〇につきましては、転用目的が通路であり、理由としましては、通路として利用するため、持ち分2分の1を移転する。こちら、親子間の贈与でございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、6番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。6番委員です。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題はございません。申請地の位置でございますけど、ザ王病院から南に10mの距離でございます。それから、被害防除の現状でございますけども、東が宅地、西が宅地、南も宅地、北が畑ということでございます。それから申請実現の確実性でございますけども、融資証明もあり、確実であるということです。条件及び特記事項でございますけども、一部共同使用の道路のため、ということをお許しをしております。それから、総合意見としまして、転用許可基準の立地条件、一般基準について、調査の結果、現地調査員としましては、許可意見でございます。</p> <p>終わります。</p>
議 長	<p>調査員の皆さん、ご苦労様でした。</p> <p>これより、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、1番及び、3番から9番までについて、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>「質疑・意見なし」</p>
議 長	<p>それではお諮りいたします。</p> <p>議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番及び、3番から9番までについて、原案のとおり意見決定及び許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[賛成多数]</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての1番及び、3番から9番までについて、原案のとおり</p>

		り意見決定及び許可が決定いたしました。
		———— 日程第8 農用地利用集積計画（貸借）合意解約報告 ————
議 長		次に日程第8 農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告について、事務局の説明を求めます。
	事務局	それでは、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告をいたします。9月は3件が提出されております。内容につきましては、別紙、合意解約（9月分）を、後ほどご確認ください。こちらにつきましては、議決不要案件となっておりますので、ご理解をよろしく申し上げます。以上で、報告を終わります。
議 長		ただ今の事務局説明について、発言のある委員は挙手をお願いします。
	委 員	「質問・意見なし」
議 長		ないようですので それでは、この案件は報告ですので これで終わります。
		———— 日程第9 農地あっせんの経過報告 ————
議 長		次に日程第9 農地あっせんの経過報告について、進展がありましたら報告をお願いします。まず、事務局からの報告をお願いします。
	事務局	それでは、農地あっせんの、経過報告をいたします。資料の3ページをご覧ください。 35番につきましては、9月4日のあっせん会議で売買が、成立しましたので、解除いたします。 以上で、報告を終わります。
議 長		委員のみなさんから、何か報告等ございませんか。
	委 員	報告なし。
議 長		それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。
		———— 日程第10 その他 ————
議 長		それでは日程第10 その他でございますが、委員の方から何かございませんか。

議 長	委 員	<p>[挙 手]</p> <p>1 番委員。</p>
議 長	委 員	<p>○ 県外先進地研修について</p> <p>○ 大楠どんと秋まつりの出店についての協力依頼</p>
議 長		<p>ほかに、ございませんか。</p> <p>ないようですので、以上で、本日の議案の審議ならびに、報告事項はすべて終了いたしました。</p> <p>事務局から何かありますか。</p>
議 長	事務局	<p>○ 農業新聞記事の紹介及び新規購読加入促進についてのお願い</p> <p>○ 令和元年度利用状況調査（農地パトロール）の反省点について</p> <p>○ 地域別人・農地プラン推進大会について</p>
議 長		<p>ほかにありませんか。</p> <p>それでは以上をもちまして、令和元年度 第6回 始良市農業委員会総会を閉会いたします。</p>
事務局長		<p>[閉 会]</p> <p>姿勢を正してください。</p> <p>一同礼。</p>

議事録署名委員

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_